

公告

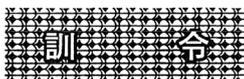
建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
令和8年3月23日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
村井美香
二級建築士 長野第14094号
- 3 処分の内容
業務の停止6月（令和8年4月1日から同年9月30日まで）
- 4 処分の原因となった事実
県内の建築物11物件に係る虚偽の確認済証5件及び検査済証7件を作成し、所属会社で共有した。これにより、同社社員がその写しを対外的に使用することに至らしめた。

建築住宅課



長野県教育委員会訓令第1号

県立高等学校
県立中学校
県立特別支援学校

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。

令和8年3月26日

長野県教育委員会

別表中「194,000円」を「200,000円」に、「110,000円」を「113,000円」に、「210,000円」を「220,500円」に、「142,800円」を「149,940円」に改める。

保健厚生課